

(証券コード8594)

平成30年3月5日

株 主 各 位

札幌市中央区北1条東3丁目3番地

中道リース株式会社

代表取締役社長 関 寛

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえあります場合は、お手数ながら後記参考書類をご検討いただきまして同封の委任状用紙に賛否をご表示され、ご押印のうえご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年3月20日（火曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市中央区南7条西1丁目12番7号
札幌第一ホテル 2階「かしの間」

3. 会議の目的事項

報告事項 第46期（自平成29年1月1日 至平成29年12月31日）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役7名選任の件

各議案の概要は後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を委任状用紙と切りはなさずに会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

※添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nakamichi-leasing.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(自 平成29年1月1日)
(至 平成29年12月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による継続的な経済政策および日銀による金融緩和等により、企業収益や雇用・所得環境の改善基調で推移いたしました。しかしながら、米国政権の政策動向や東アジア地域の情勢不安などによる世界経済の不確実性の影響もあり、依然として不透明な要因が残る状況が続いております。

このような状況のなか当社は、創業50周年を見据えて一昨年策定した「平成28年度～平成30年度中期経営計画」の中間年度として、計画に掲げた経営目標を達成するため、組織体制を一部変更し、営業資産の増強、営業目標の完全達成を目指してまいりました。

営業部門におきましては、群馬県を主たる営業エリアとする高崎支店の新設や、発足から6年を経過したバス事業特販課のバス関連営業部への昇格等、積極的に営業活動を展開してまいりました。更に営業推進企画部に保険営業担当を配置し、保険営業の強化を進めてまいりました。スペースシステム事業部は保有資産の効率的運用と新規開拓を図ってまいりました。メディカルサポート開発室から改称したヘルスケアサポート事業部は営業品目の拡大を目指し、子会社メッドネクスト株式会社においては更なる新規顧客開拓と業務拡大を図りました。以上により受注高ベースで目標額を達成することができました。

また、企業倒産件数は引き続き減少傾向にあり、更に厳正な与信審査を維持することで信用コストは低い水準で推移いたしました。

管理部門におきましては、資金調達面では、新規取引、既取引の深耕を図り量的拡大を目指すとともに、安定的かつ良質な資金を調達するためシンジケートローンの組成による資金調達を実施いたしました。

その結果、当事業年度の業績は総受注高39,978百万円（前事業年度比104.6%）、売上高38,277百万円（同105.3%）、経常利益826百万円（同127.1%）、当期純利益534百万円（同112.3%）となりました。

(2) 今後の見通しと対処すべき課題

翌事業年度の見通しといたしましては、緩やかな景気回復の動きが続き、また東京オリンピックを控えた需要の盛り上がりもあり、雇用・所得情勢および企業業績の改善が継続することが期待されます。しかしながら北朝鮮情勢の緊迫化などの地政学リスク、欧米の政治的な混乱、中国の景気失速など、海外経済のリスク要因は多く、先行きが不透明な経営環境が続くことが予想されます。また、ここ数年低い水準で推移してきた信用コストの増加、更に金利情勢の変化による資金コストの上昇が懸念されます。

このような状況下で当社は、組織体制を一部変更し、営業資産の増強、営業目標の完全達成を目指します。

営業部門におきましては、東日本営業部を廃止するとともに、東北営業部に環境事業営業部と連携する地域営業推進室を新設し、東北地区の営業活動強化を図ります。また新商品新分野の営業展開も模索してまいります。昨年発足から25周年を迎えたスペースシステム事業部は引き続き保有資産の効率的運用と新規開拓を図ってまいります。ヘルスケアサポート事業部は営業品目の拡大を目指し、子会社メッドネクスト株式会社においては更なる新規顧客開拓と業務拡大を目指します。

管理部門におきましては、業務の効率化を一層図るとともに部門間の連携を推し進めます。資金調達面では、引き続き新規取引、既取引行の深耕を図るとともに、債権の流動化と社債などによる直接調達を推進し、量的拡大を目指します。

当社は創業よりの当社の重点方針である「健全経営・堅実経営」をあらためて認識するとともに、「社員の成長なくして会社の発展なし」の精神を継承し、「平成28年度～平成30年度中期経営計画」の最終年度の目標実現に尽力してまいります。また、創業50周年に繋がり平成31年度からスタートする「新中期経営計画」を策定いたします。

株主の皆様には今後とも更なるご支援、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(3) 種類別受注高

(単位：百万円)

種 別	年 度	第 43 期 (平成26年 12月期)	第 44 期 (平成27年 12月期)	第 45 期 (平成28年 12月期)	第 46 期 (当期) (平成29年12月期)	
					対前期比	構成比
リ ー ス 契 約		18,092	19,252	22,362	24,268	108.5% 60.7%
割 賦 契 約		13,091	12,402	13,425	13,302	99.1% 33.3%
金 融 契 約		1,086	975	1,020	1,469	144.1% 3.7%
スペースシステム		1,681	1,472	1,409	938	66.6% 2.3%
合 計		33,951	34,101	38,216	39,978	104.6% 100.0%

(4) 地域別受注高

(単位：百万円)

種 別	年 度	第 43 期 (平成26年 12月期)	第 44 期 (平成27年 12月期)	第 45 期 (平成28年 12月期)	第 46 期 (当期) (平成29年12月期)	
					対前期比	構成比
道 央		8,729	8,707	9,542	9,937	104.1% 24.9%
	地 方	5,719	6,241	6,625	7,149	107.9% 17.9%
北 海 道 計		14,449	14,948	16,167	17,086	105.7% 42.7%
東 京		13,535	12,804	15,271	15,490	101.4% 38.7%
	東 北	5,967	6,350	6,779	7,402	109.2% 18.5%
本 州 計		19,502	19,153	22,049	22,892	103.8% 57.3%
合 計		33,951	34,101	38,216	39,978	104.6% 100.0%

(5) 商品別受注高

(単位：百万円)

種 別	年 度	第 43 期 (平成26年 12月期)	第 44 期 (平成27年 12月期)	第 45 期 (平成28年 12月期)	第 46 期 (当期) (平成29年12月期)	
					対前期比	構成比
商業用店舗設備		910	725	829	998	120.3% 2.5%
建設関連機械		8,049	6,522	7,362	7,859	106.7% 19.7%
輸送用機械		13,992	16,283	20,529	21,634	105.4% 54.1%
事務用機器		1,596	1,445	1,018	955	93.8% 2.4%
産業工作機械		136	73	110	90	82.0% 0.2%
食品加工機械		41	99	32	113	349.6% 0.3%
医療用機器		2,884	3,345	3,341	3,574	107.0% 8.9%
サービス業用機器		3,210	2,990	2,138	2,181	102.0% 5.5%
スペースシステム		1,681	1,472	1,409	938	66.6% 2.3%
そ の 他 (金 融)		1,451 (1,086)	1,147 (975)	1,448 (1,020)	1,637 (1,469)	113.1% (144.1%) 4.1% (3.7%)
合 計		33,951	34,101	38,216	39,978	104.6% 100.0%

(6) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

年度 項 目	第43期 (平成26年12月期)	第44期 (平成27年12月期)	第45期 (平成28年12月期)	第46期(当期) (平成29年12月期)
売上高	32,829	34,471	36,350	38,277
経常利益	616	493	650	826
当期純利益	337	288	476	534
1株当たり当期純利益	41円72銭	35円42銭	62円61銭	72円53銭
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益	25円12銭	25円86銭	46円76銭	一円一銭
純資産	6,920	7,058	7,074	7,107
総資産	102,565	109,510	113,852	120,435

(7) 資金調達の状況

当事業年度は後記の主要な借入先等から39,332百万円調達し、平成29年12月31日現在の借入残高は85,727百万円、社債残高は10,140百万円、債権流動化に伴う長期支払債務残高は1,748百万円となりました。

(8) 設備投資等の状況

当事業年度中に実施した賃貸資産設備投資は、下記のとおりであります。

賃貸不動産（建物・土地等）設備投資額 462百万円

(9) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(10) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(11) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(12) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(13) 主要な事業内容

各種物件のリース及び延払販売並びに融資

不動産の売買、賃貸借並びに仲介斡旋

(14) 支社、支店及び営業所

(イ) 支 社：東京支社

(ロ) 支 店：札幌支店・旭川支店・帯広支店・函館支店・苫小牧支店

仙台支店・青森支店・盛岡支店・郡山支店

東京支店・大宮支店・千葉支店・横浜支店・水戸支店

宇都宮支店・高崎支店

(ハ) 営業所：釧路営業所・山形営業所

(15) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	6,988 百万円
株 式 会 社 北 洋 銀 行	6,872
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	5,180
株 式 会 社 新 生 銀 行	3,239
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	2,888
株 式 会 社 第 四 銀 行	2,807
北 海 道 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	2,752

(16) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
148名	5名増	39.1才	14年1ヶ月

(注) 従業員数には使用人兼務取締役4名は含んでおりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年12月31日現在）

地位及び担当	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	関 寛	
取締役 (東日本営業統括部長 兼東日本営業部長)	遠藤政幸	
取締役 (北海道営業統括部長 兼北海道営業部長)	西中秀之	
取締役 (財務部長)	石井晃司	
取締役 (資産管理部長兼 未来開発室長)	君島邦彦	
取締役	向田直範	北海道大学 名誉教授 学園法律事務所 弁護士
取締役	中田美知子	札幌大学 客員教授 イオン北海道株式会社 社外取締役
常勤監査役	池原和男	
常勤監査役	高橋正幸	
監査役	村木靖雄	株式会社サンエイ 代表取締役 村木公認会計士事務所 所長 社会福祉法人光の森学園 理事長 税理士法人村木会計 代表社員
監査役	柴田龍	株式会社北洋銀行 代表取締役副頭取

- (注)1. 取締役向田直範氏及び中田美知子氏は、社外取締役であります。
2. 監査役村木靖雄氏及び柴田龍氏は、社外監査役であります。
3. 監査役村木靖雄氏につきましては、札幌証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役池原和男氏は、当社経営主計室部長勤務期間があり、また、監査役高橋正幸氏は、金融機関における取締役経験から、共に財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、当社定款において会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額	摘 要
取 締 役	7名	80,244千円	うち社外取締役2名12,084千円
監 査 役	4名	33,102千円	うち社外監査役2名 8,226千円
計	11名	113,346千円	

- (注)1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役4名の使用人分給与47,748千円は含まれておりません。
2. 支給額には、平成30年3月20日開催の第46回定時株主総会後に支給予定の役員賞与、取締役7名23,900千円（うち社外取締役2名2,000千円）、監査役4名4,100千円（うち社外監査役2名1,600千円）が含まれております。
3. 平成6年4月19日開催の第22回定時株主総会決議における取締役の報酬限度額は年額160,000千円以内（これには、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まない。）と承認いただいております。
4. 平成27年3月24日開催の第43回定時株主総会決議における監査役の報酬限度額は年額40,000千円以内と承認いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 向田 直範氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

兼 職 先	兼 職 の 内 容	当 社 と の 関 係
北海学園大学	名誉教授	当社とリース契約があります
学園法律事務所	弁護士	特別な関係はありません

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会18回中13回に出席し、弁護士としての専門的な見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

② 取締役 中田 美知子氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

兼 職 先	兼 職 の 内 容	当 社 と の 関 係
札幌大学	客員教授	特別な関係はありません
イオン北海道株式会社	社外取締役	特別な関係はありません

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会18回中13回に出席し、豊富な経験と高い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 監査役 村木 靖雄氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

兼 職 先	兼 職 の 内 容	当 社 と の 関 係
株式会社サンエイ	代表取締役	特別な関係はありません
村木公認会計士事務所	所長	特別な関係はありません
社会福祉法人光の森学園	理事長	当社と割賦契約があります
税理士法人村木会計	代表社員	特別な関係はありません

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会には18回中11回、また監査役会には5回すべてに出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的な見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

④ 監査役 柴田 龍氏

ア. 重要な兼職先と当社との関係

兼 職 先	兼 職 の 内 容	当 社 と の 関 係
株式会社北洋銀行	代表取締役副頭取	当社の主要な借入先であります

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会には18回中9回、また監査役会には5回中4回出席し、豊富な経験と高い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

瑞輝監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 25,000千円

当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 25,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に対して監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠などを確認し、審議の上、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(4) 非監査業務の内容
該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「内部統制システム整備に関する基本方針」を定めており、その内容は以下のとおりであります。

1. 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・ 役職員の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ企業の社会的責任を果たすため企業倫理方針並びに行動原則により規律ある企業風土を作り上げていくことを目指して努力してまいります。
- ・ コンプライアンスマニュアルにおける行動規範により、社員行動の具体的指針を定め全役職員に周知徹底させると共に、定期的な自己点検を実施する等コンプライアンスに対する意識の啓蒙を図っております。
- ・ 内部通報制度に伴う相談窓口を社内外に設置し、従業員（派遣社員、契約社員、退職者を含む）からの相談および通報を幅広く受け付ける体制を整えます。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- ・ 取締役会における議事録をはじめとする稟議書など職務執行にかかわる重要な情報の保存は総務部が所管し、文書の作成・保存および廃棄に関しては文書管理規程により実施しております。
- ・ 取締役および監査役は、常時これらの文書を閲覧することができます。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理を組織横断的に統括するリスク管理委員会を設置し、各業務部門におけるリスク担当を定めリスクコントロールを実施し損失の防止に努めております。
- ・リスク管理規程を定め各業務部門のリスク認識とその分析・評価などを実施する管理体制の構築および運用を行っております。
- ・ISO9001 認証取得における品質マネジメントシステム（QMS）およびISO14001認証取得における環境マネジメントシステム（EMS）を品質・環境マニュアルに定め、業務の改善と品質向上、循環型社会の形成に寄与することに努めております。
- ・重要なリスクについては取締役会に対してリスク管理の状況を報告しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務の執行については、業務分掌規程および職務権限規程により担当業務と権限を明確にし、効率化を図っております。
- ・会社として達成すべき目標を明確化するために年次経営方針並びに中期経営計画を策定し、その経営目標を達成するため取締役の権限および意思決定ルールに基づく効率的かつ迅速な職務執行を図っております。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・子会社を管理する部署には担当役員を配置し、「関係会社管理規程」に基づいて子会社を管理する体制とします。
- ・子会社を取締役会設置会社とし、当社の役員が取締役に就くことにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制とします。
- ・子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役社長に報告する体制とします。
- ・当社と子会社との取引（子会社間の取引を含む）については、第三者との取引と比較して著しく有利又は不利にならないようにし、必要に応じて専門家に確認する等、取引の透明化を図る体制とします。
- ・当社は、子会社の業務内容の定期的な報告を受け、重要案件についてはその業務内容について事前協議を行い、子会社の取締役会にて協議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項
 - ・ 監査役の職務遂行のために補助者を必要とする場合は、その求めに応じて速やかに補助すべき専任の使用人を置きます。又、専任の使用人は、他部署の従業員を兼務せず、もっぱら監査役の指揮命令に従わなければならないものとします。
 - ・ 当該使用人の人事異動・評価等については、監査役の事前の同意を得るものとします。
7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・ 監査役の要請に応じて、取締役会および使用人は、事業および内部統制の状況等の報告を行い、内部監査・ISO推進室は内部監査の結果等を報告しております。
 - ・ 取締役および使用人は重要な報告すべき事項が生じたときは監査役へ報告する体制をとっております。又、監査役は取締役会のほかりスク管理委員会などに出席し意見具申が可能な体制を整えております。
 - ・ 報告者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制とします。
8. 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項
 - ・ 監査役職務について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、監査役職務の執行に明らかに必要ないと認められる場合を除き、監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とします。
9. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 内部監査・ISO推進室に内部監査担当を配置しており内部監査規程に基づき、監査役との連携および情報共有を図り監査を実施しております。
 - ・ 重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会のほか、他の重要な会議に出席しております。又、監査役から要求のあった文書等は、随時提供するようにしております。
 - ・ 代表取締役社長は監査役との意見交換を図りながら適切な意思疎通および効率的な監査業務の実施を図るため監査役監査の環境整備に努めます。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・財務報告の信頼性の確保に関しては、内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの整備を行いその仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備あれば必要な是正を行うことにより金融商品取引法およびその他関係法令等に対する適合性を確保してまいります。

11. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

- ・「反社会的勢力の排除に係る規程」および「反社会的勢力への対応マニュアル」等の社内規程に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組んでおります。
- ・反社会的勢力による被害を防止するために、断固として、反社会的勢力との関係を遮断し、排除することを目的とし、実施にあたって適正な業務運営を確保できるよう、「反社会的勢力の排除に係る規程」に「反社会的勢力に対する基本方針」を定めております。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保する体制の主な運用状況は以下のとおりであります。

1. リスク管理規程に基づきリスク管理委員会を開催し、全社的なリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を協議いたしました。
2. コンプライアンスの充実・強化を推し進めるために制定しているコンプライアンスマニュアルの理解を深めるため、全社員を対象に理解度チェックを実施いたしました。
3. 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を考慮し策定した内部統制基本計画に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しました。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

貸借対照表

(平成29年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	102,755,718	流動負債	41,696,814
現金及び預金	11,441,860	支払手形	1,346,784
受取手形	3,970	買掛金	3,227,529
取引手形	25,230,958	短期借入金	2,570,000
リース債権	960,074	1年内返済予定の長期借入金	28,653,297
リース投資資産	59,590,085	1年内償還予定の社債	2,840,000
営業貸付金	116,134	1年内支払予定の債権流動化に伴う長期支払債務	215,866
その他の営業貸付債権	2,646,649	リース債務	666,544
賃貸料等未収入金	2,037,910	未払金	93,794
貯蔵品	26,008	未払法人税等	248,610
前払費用	313,203	未払費用	122,922
繰延税金資産	318,675	賃貸料等前受金	407,856
未収収益	142	預り金	61,887
短期貸付金	87,261	前受収利益	35,231
その他の金	74,105	割賦未実現利益	1,091,927
貸倒引当金	△91,316	役員賞与引当金	28,000
固定資産	17,556,116	賞与引当金	86,566
有形固定資産	13,991,973	固定負債	71,631,248
賃貸資産	13,912,022	社債	7,300,000
リース資産	372,752	長期借入金	54,503,368
建物	6,966,876	債権流動化に伴う長期支払債務	1,532,003
構築物	356,175	リース債務	1,574,673
土地	5,971,511	退職給付引当金	52,069
建設仮勘定	244,708	営業受取保証金	5,796,356
社用資産	79,951	長期未払金	117,437
建物	0	資産除去債務	655,541
構築物	2,536	その他	99,802
器具備	52,123	負債合計	113,328,062
土地	25,292	純資産の部	
無形固定資産	121,930	株主資本	6,772,896
リース資産	20,348	資本金	2,297,430
ソフトウェア	97,016	資本剰余金	2,137,430
電話加入権	4,565	資本準備金	2,137,430
投資その他の資産	3,442,213	利益剰余金	2,561,401
投資有価証券	1,072,361	利益準備金	140,400
関係会社株	10,000	その他利益剰余金	2,421,001
出資	9,330	別途積立金	1,901,000
長期貸付金	10,195	繰越利益剰余金	520,001
固定化営業債権	65,733	自己株式	△223,365
長期前払費用	336,449	評価・換算差額等	333,968
営業差入保証金	1,383,515	その他有価証券評価差額金	333,968
繰延税金資産	400,510		
その他の金	187,705	純資産合計	7,106,865
貸倒引当金	△33,584	負債・純資産合計	120,434,927
繰延資産	123,094		
社債発行費	123,094		
資産合計	120,434,927		

損 益 計 算 書

(自 平成29年 1月 1日
至 平成29年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高 売 上 高 リ ー ス 料 収 入 賃 貸 賦 売 上 高 割 フ ァ イ ナ ン ス 収 益 そ の 他 の 売 上 高	22,056,373 3,211,393 12,532,094 72,252 405,153	38,277,265
売 上 原 価 リ ー ス 原 価 賃 貸 賦 原 価 割 の 他 の 売 上 原 価 そ の 他 の 金 原 価	19,778,536 2,019,967 11,818,041 252,558 1,450,818	35,319,920
総 利 益		2,957,345
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 営 業 外 収 益		2,140,812 816,534
受 取 配 当 金 利 息 償 却 債 権 取 立 益 そ の 他 の 営 業 外 収 益	445 23,009 251 535	24,240
支 払 手 数 料 息 そ の 他 の 営 業 外 費 用	12,204 2,142 564	14,910
経 常 利 益		825,864
特 別 利 益 投 資 有 価 証 券 売 却 益 移 転 損 補 償 金	9,284 10,450	19,734
特 別 損 失 投 資 有 価 証 券 評 価 損 固 定 資 産 除 却 損 固 定 資 産 除 却 損	283 493 9,817	10,594
税 引 前 当 期 純 利 益		835,004
法 人 税 住 民 税 及 び 事 業 税 法 人 税 等 調 整 額	469,656 △168,415	301,241 533,763
当 期 純 利 益		533,763

株主資本等変動計算書

(自 平成29年1月1日
至 平成29年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,297,430	2,137,430	2,137,430
当 期 変 動 額			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	2,297,430	2,137,430	2,137,430

(単位：千円)

	株 主 資 本					株主資本 合 計
	利 益 剰 余 金				自己株式	
	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計		
		別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	140,400	1,901,000	501,240	2,542,640	△224,579	6,752,920
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△65,001	△65,001		△65,001
当 期 純 利 益			533,763	533,763		533,763
自 己 株 式 の 取 得				—	△450,027	△450,027
自 己 株 式 の 処 分				—	1,241	1,241
自 己 株 式 の 消 却			△450,000	△450,000	450,000	—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）				—		—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	18,761	18,761	1,214	19,976
当 期 末 残 高	140,400	1,901,000	520,001	2,561,401	△223,365	6,772,896

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	320,909	320,909	7,073,830
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		—	△65,001
当 期 純 利 益		—	533,763
自 己 株 式 の 取 得		—	△450,027
自 己 株 式 の 処 分		—	1,241
自 己 株 式 の 消 却		—	—
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	13,059	13,059	13,059
当 期 変 動 額 合 計	13,059	13,059	33,035
当 期 末 残 高	333,968	333,968	7,106,865

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの：決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの：金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの（匿名組合出資等）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最新の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。その他は移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブ

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(イ) 賃貸資産

○ リース資産

リース契約期間を償却年数とし、リース期間満了時に見込まれるリース資産の処分価額を残存価額として、当該期間内に定額償却する方法

○ その他の賃貸資産

平成19年3月31日以前に取得したもの……旧定額法

平成19年4月1日以降に取得したもの……定額法

(ロ) 社用資産

旧定率法

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は社債の償還までの期間にわたり定額にて償却しております。

なお、社債発行費償却額は損益計算書上、売上原価の中の資金原価に含めて表示しております。

4. 重要な引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるために、支給見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員及び使用人兼務役員の賞与支給に備えるために、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備え、当期末における株式給付規程に基づく期末勤務ポイント数及び時価に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

(1) リース取引の処理方法

(イ)ファイナンス・リース取引に係る売上高及び売上原価の計上基準

リース料を受受すべき時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(ロ)オペレーティング・リース取引の収益の計上基準

リース契約期間に基づくリース契約上の受受すべき月当たりのリース料を基準として、その経過期間に対応するリース料を計上しております。

(2) 割賦売上高及び割賦原価の計上方法

割賦販売取引は、商品の引渡時にその契約高の全額を割賦債権に計上し、支払期日到来の都度、割賦収入及びそれに対応する割賦原価を計上しております。

なお、期日未到来の割賦債権に対する割賦未実現利益は、繰延処理をしております。

(3) 金融費用の計上方法

金融費用は、営業収益に対応する金融費用とその他の金融費用を区分計上することとしております。

その配分方法は、総資産を営業取引に基づく資産とその他の資産に区分し、その資産残高を基準として営業資産に対応する金融費用は資金原価として売上原価に、その他の資産に対応する金融費用を、営業外費用に計上しております。

なお、資金原価は営業資産に係る金融費用からこれに対応する預金の受取利息等を控除して計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計は、繰延ヘッジ処理を行っております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約等については振当処理を、特例処理の要件を満たす金利スワップ等については特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

○ヘッジ手段

金利スワップ取引、金利キャップ取引及び通貨スワップ取引

○ヘッジ対象

借入金、外貨建社債等

(3) ヘッジ方針

当社は事業活動に伴って発生する金利の変動リスク及び為替変動リスクをコントロールする目的でデリバティブ取引を利用しております。

(4) 有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ期間を通じてキャッシュ・フローの変動リスクを回避していると想定することができるため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。

なお、金利スワップ等の特例処理の要件を満たすものについては特例処理を行っているため、有効性評価の判定を省略しております。また、振当処理の要件を満たしている為替予約等は振当処理を行っているため有効性評価の判定を省略しております。

7. その他計算書類作成のための重要な事項

(1) 営業貸付債権の計上方法

営業目的の金融収益を得るために実行する貸付金、債権の買取等を計上しております。

なお、当該金融収益は、ファイナンス収益に計上しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

【追加情報】

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員に対する福利厚生サービスを目的として、受給権を付与された従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

予め当社が定めた株式給付規程に基づき、当社の従業員が退職した場合に当該退職者に対し当社株式を給付する仕組みです。当社は、従業員に勤続や成果に応じてポイントを付与し、従業員の退職時に累積したポイントに相当する当社株式を給付します。なお退職者に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理しております。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しておりますが、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託における帳簿価額は当事業年度128,302千円であります。信託が保有する自社の株式は、株主資本において自己株式として計上しております。

期末株式数は当事業年度1,013,200株であり、期中平均株式数は当事業年度1,020,769株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

2. 減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

(1) 貸 貸 資 産	8,918,676千円
(2) 社 用 資 産	55,693千円
計	8,974,369千円

3. 担保に供している資産

(1) 現 金 及 び 預 金	1,957,000千円
(2) 割 賦 債 権	21,416,674千円
(3) リ ー ス 債 権	781,975千円
(4) リ ー ス 投 資 資 産	48,726,109千円
(5) 営 業 貸 付 金 (その他の営業貸付債権を含む)	2,337,424千円
(6) 賃 貸 料 等 未 収 入 金	6,872千円
(7) 賃 貸 資 産 (土地)	2,055,051千円
(8) 賃 貸 資 産 (建物)	1,607,585千円
(9) 投 資 有 価 証 券	694,944千円
(10) オペレーティング・リース契約債権等	389,223千円
計	79,972,858千円

4. 担保提供資産に対応する債務

(1) 短 期 借 入 金	2,070,000千円
(2) 長 期 借 入 金 (内1年以内返済予定額)	61,100,412千円 (21,987,475千円)
(3) 債権流動化に伴う長期支払債務 (内1年以内支払予定額)	413,569千円 (一 千 円)
(4) 営 業 受 取 保 証 金	711,564千円
計	64,295,545千円

5. 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、期末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれておりま

す。
(1) 受 取 手 形
(貸借対照表上の科目)

割 賦 債 権	75,483千円
リ ー ス 投 資 資 産	46,638千円
リ ー ス 債 権	151千円
受 取 手 形 計	122,272千円

(2) 支 払 手 形 239,040千円

6. 関係会社に対する金銭債権

区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権が属する項目ごとの金額は、次のとおりであります。

賃 貸 料 等 未 収 入 金	1,146千円
短 期 貸 付 金	80,000千円
そ の 他	4,487千円

【損益計算書に関する注記】

1. 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。
2. 資金原価

支払利息	1,451,139千円
受取利息	321千円
3. 関係会社との取引高の総額
(営業取引による取引高)

売上高	11,550千円
売上原価	119,379千円
販売費及び一般管理費	2,814千円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。
2. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	8,679,800	—	—	8,679,800
A種優先株式(株)	450,000	—	450,000	—
合計	9,129,800	—	450,000	8,679,800

(変動事由の概要)

A種優先株式の減少数の内訳は、次のとおりであります。

A種優先株式の消却による減少 450,000株

3. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,322,479	60	9,800	1,312,739
A種優先株式(株)	—	450,000	450,000	—
合計	1,322,479	450,060	459,800	1,312,739

(注) 平成29年12月31日現在において資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式1,013,200株は自己株式数に含めて記載しております。

(変動事由の概要)

普通株式の増加数及び減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 60株

株式給付信託からの給付による減少 9,800株

A種優先株式の増加及び減少はそれぞれ、株式会社北洋銀行からの取得請求による取得及びその全数の消却であります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年3月24日 定時株主総会	普通株式	51,501	7.0	平成28年 12月31日	平成29年 3月27日
平成29年3月24日 定時株主総会	A種優先株式	13,500	30.0	平成28年 12月31日	平成29年 3月27日

(注) 資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)所有の当社株式1,023,000株は、株主資本において自己株式として計上しているため、普通株式に関する配当金の総額の計算より、7,161千円を除いております。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当の原資	配 当 金 の 総 額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成30年3月20日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	51,569	7.0	平成29年 12月31日	平成30年 3月22日

(注1)平成30年3月20日開催予定の第46回定時株主総会において付議する予定であります。

(注2)資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)所有の当社株式1,013,200株は、株主資本において自己株式として計上しているため、普通株式に関する配当金の総額の計算より、7,092千円を除いております。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金及び貸倒損失	46,190千円
賃貸建物減価償却費	375,548千円
資産除去債務	199,455千円
その他	460,251千円
小 計	1,081,443千円
評価性引当額	△76,857千円
繰延税金資産合計	1,004,586千円

(繰延税金負債)

新リース会計移行差異	68,509千円
その他	216,892千円
繰延税金負債合計	285,401千円
差引：繰延税金資産の純額	<u>719,185千円</u>

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、機械設備等の各種物品及び不動産の賃貸取引及び割賦販売取引並びに金融取引等を行っております。これらの事業を行うため、主に金融機関からの借入による間接金融のほか、社債の発行、債権流動化等による直接金融によって資金調達を行っております。

当社は、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合管理（ALM）を実施しております。

またデリバティブ取引については、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するためリスク管理を目的としており、投機的取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権であるリース債権、リース投資資産、割賦債権及び営業貸付金は、顧客に対する債権であり、顧客の債務不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式、債券であり、事業推進目的などで保有しております。これらは、それぞれの発行体の信用リスク及び金利変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業差入保証金は、敷金及び建設協力金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

リース債務、社債、借入金、債権流動化に伴う長期支払債務及び営業受取保証金は、市場の混乱や当社の財務内容の悪化などにより市場から資金調達を行えなくなる場合など、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、資金調達の一部は変動金利による調達のため、金利変動リスクに晒されておりますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債務に係る為替変動リスクを回避するために通貨関連のデリバティブ取引を、借入金の金利変動リスクを回避するために金利関連のデリバティブ取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ会計の方法、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の重要な会計方針に係る事項に関する注記「6. ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社では与信権限・与信限度額の社内規程を設け、顧客の定量面、定性面の評価を交えた与信管理体系をとっております。この規程に則り、取引先、案件の内容等を総合的に評価した上で取引組みの可否を判断しており、その与信管理は各営業部と審査室が行っております。新規大口案件等については審査委員会を経由の上、社長決裁となります。案件取り組み後は、毎年大口取引先の直接訪問や周辺調査を実施し、経済情勢、経済環境などによる変化を各営業部を経由し審査室に報告し、信用リスクに応じて与信管理を行っております。また資産管理部は問題債権の管理、効率的な削減を図っております。

② 市場リスクの管理

当社では市場リスクの管理体制等は、社内規程であるリスク管理規程において定めております。

a 金利リスクの管理

金利変動リスクに対応するため、財務部が金利情勢を常時注視し、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、分析やモニタリングを行い、毎月の定例会議等に報告しております。

b 為替リスクの管理

為替変動リスクは通貨関連のデリバティブ取引を行うことで管理しております。為替変動リスクの状況については、財務部が担当役員に定期的に報告しております。

c 株価変動リスクの管理

有価証券及び投資有価証券の株価変動リスクについては、総務部が時価や発行先の財務状況を把握し、定期的に担当役員に報告しております。また、上場株式については評価損益を計測して、モニタリングを実施しており、これらの情報に大きく変化があった場合は、都度定例会議等に報告しております。

d デリバティブ取引

デリバティブ取引については、デリバティブ取引の取り扱い及びリスク管理に関する規程に当社の取引基本方針、リスク管理手続、決裁権限、報告等を定めております。取り組みについては、金利、為替変動リスクに対するヘッジを目的とし、財務部が適切な実行管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社では流動性リスクの管理体制等は、社内規程であるリスク管理規程において定めております。

財務部が資金繰り計画を作成し、回収資金及び返済資金に係わる期日管理を一括して実行しております。また、資金調達手段の多様化、金融機関の当座貸越枠を取得するなどして市場環境を考慮し、手元流動性の調整、維持などによって流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、後述の「デリバティブ取引」におけるデリバティブ取引における契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注)2.参照）。

また、次表以外の金融資産及び金融負債等については、金額の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	11,441,860	11,441,860	—
(2) 受取手形	3,970		
貸倒引当金(※2)	△4		
	3,966	3,966	—
(3) 割賦債権(※1)	24,139,031		
貸倒引当金(※2)	△24,631		
	24,114,401	24,348,098	233,697
(4) リース債権	960,074		
貸倒引当金(※2)	△980		
	959,094	974,292	15,198
(5) リース投資資産	59,590,085		
貸倒引当金(※2)	△60,803		
	59,529,282	62,077,251	2,547,969
(6) 営業貸付金	116,134		
貸倒引当金(※2)	△118		
	116,015	118,522	2,507
(7) その他の営業貸付債権	2,646,649		
貸倒引当金(※2)	△2,701		
	2,643,948	2,715,618	71,670
(8) 賃貸料等未収入金	2,037,910		
貸倒引当金(※2)	△2,079		
	2,035,831	2,035,831	—
(9) 投資有価証券	979,417	979,417	—
(10) 固定化営業債権	65,733		
貸倒引当金(※2)	△33,575		
	32,157	32,157	—
(11) 営業差入保証金	1,383,515	1,377,936	△5,579
資産 計	103,239,487	106,104,950	2,865,463
(1) 支払手形	1,346,784	1,346,784	—
(2) 買掛金	3,227,529	3,227,529	—
(3) 短期借入金	2,570,000	2,570,000	—
(4) 社債	10,140,000	10,251,816	111,816
(5) 長期借入金	83,156,666	83,308,182	151,516
(6) 債権流動化に伴う長期支払債務	1,747,868	1,775,925	28,057
(7) リース債務	2,241,217	2,261,167	19,950
(8) 営業受取保証金	5,796,356	5,796,356	—
負債 計	110,226,420	110,537,759	311,339

- (※1) 貸借対照表計上額は、割賦未実現利益を控除しております。
- (※2) 受取手形、割賦債権、リース債権、リース投資資産、営業貸付金、その他の営業貸付債権、賃貸料等未収入金、固定化営業債権は、それぞれに対応する貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価と帳簿価額が近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 割賦債権

未回収の債権額を、内部格付に基づく区分毎に、新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(4) リース債権、(5) リース投資資産

未回収のリース債権及びリース料債権の総額から維持管理費用相当額を控除し、内部格付に基づく区分毎に、新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(6) 営業貸付金、(7) その他の営業貸付債権

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、顧客の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、未回収の元利息を、内部格付に基づく区分毎に、新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(8) 賃貸料等未収入金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) 投資有価証券

株式及びその他については取引所の価格によっております。また、債券については、取引金融機関から提示された価格または将来キャッシュ・フローの現在価値によっております。

また、保有目的毎の有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

○その他有価証券における種類毎の貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
① 株式	950,963	497,459	453,504
② その他	18,370	8,465	9,905
小計	969,333	505,924	463,409
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
① 株式	10,084	16,605	△6,521
小計	10,084	16,605	△6,521
合計	979,417	522,529	456,888

(10)固定化営業債権

固定化営業債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(11)営業差入保証金

将来キャッシュ・フローについて、リスクフリー・レートで割り引いて時価を算定しております。

負債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債、(5) 長期借入金、(6) 債権流動化に伴う長期支払債務

これらのうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該科目の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(7) リース債務

新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(8) 営業受取保証金

将来キャッシュ・フローについて、リスクフリー・レートで割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

(1) ヘッジ会計が適用されていないもの

該当事項はありません。

(2) ヘッジ会計が適用されているもの

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法毎の決算日における契約額または契約において定められた元本相当額は、次のとおりであります。

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	うち1年超 (千円)	時価 (千円)	当該時価の 算定方法
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 受取変動・支払固定	長期借入金	3,959,420	2,474,860	(※1)	
	金利キャップ取引	長期借入金	5,110,491	3,140,848	(※1)	
為替予約等の振当処理	通貨スワップ取引	社債	2,010,000	2,010,000	(※2)	
合 計			11,079,911	7,625,708		

(※1) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金等と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金等の時価に含めて記載しております（上記「負債」(5)参照）。

(※2) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている社債と一体として処理されているため、その時価は、当該社債の時価に含めて記載しております（上記「負債」(4)参照）。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	62,943
優先株式	30,000
関係会社株式	10,000

これらについては、市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

区 分	1年内 (千円)	1年超 2年内 (千円)	2年超 3年内 (千円)	3年超 4年内 (千円)	4年超 5年内 (千円)	5年超 (千円)
現金及び預金	11,441,860	—	—	—	—	—
割賦債権	10,111,549	6,621,280	4,545,148	2,590,176	1,040,764	322,041
リース債権	368,109	260,382	125,738	44,085	24,610	137,149
リース投資資産	17,667,714	14,953,908	11,569,453	8,518,518	5,229,174	1,651,319
営業貸付金	53,264	26,312	23,974	8,179	4,405	—
その他の営業貸付債権	523,322	483,952	330,476	294,165	377,974	636,760
営業差入保証金	101,927	176,818	111,555	96,700	59,739	836,775
合 計	40,267,745	22,522,653	16,706,344	11,551,823	6,736,666	3,584,044

4. 社債、長期借入金、リース債務、債権流動化に伴う長期支払債務の決算日後の返済予定額

区 分	1年内 (千円)	1年超 2年内 (千円)	2年超 3年内 (千円)	3年超 4年内 (千円)	4年超 5年内 (千円)	5年超 (千円)
社 債	2,840,000	2,000,000	1,680,000	3,270,000	350,000	—
長 期 借 入 金	28,653,297	22,954,750	16,358,588	9,395,419	4,928,812	865,799
リ ー ス 債 務	666,544	523,110	375,626	286,201	233,145	156,591
債権流動化に伴う長期支払債務	215,866	218,491	221,076	223,647	226,279	642,510
合 計	32,375,707	25,696,351	18,635,290	13,175,267	5,738,236	1,664,900

【賃貸等不動産に関する注記】

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

1. 賃貸等不動産の概要

当社は、北海道、東北及びその他の地域において、賃貸用の商業施設（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

貸借対照表計上額			決算日における時価 (千円)
当期首残高(千円)	当期増減額(千円)	当期末残高(千円)	
13,802,135	△237,573	13,564,562	15,491,742

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額(減損損失累計額を含む)を控除した金額であります。

2. 主な変動事由

増加は、賃貸用の商業施設の取得(建築中のものを含む)461,584千円、資産除去債務の計上額18,100千円、減少は、減価償却費712,185千円であります。

3. 時価の算定方法

収益還元法に基づいて自社で合理的に算定した金額や市場価格を反映していると考えられる指標に基づく金額、また一部の不動産については適正な帳簿価額をもって時価としております。

3. 賃貸等不動産に関する損益

当該賃貸等不動産に係る賃貸損益は1,123,081千円（賃貸収益及び賃貸費用は、それぞれ売上高及び売上原価に計上）、固定資産除却損は9,333千円、固定資産売却損は493千円（いずれも特別損益に計上）であります。

【持分法損益等に関する注記】

該当事項はありません。

【関連当事者との取引に関する注記】

1. 親会社及び法人主要株主等

種 類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科 目	期末残高
主要株主 (法人)	芙蓉総合リース 株式会社	東京都 千代田区	百万円 10,532	総合 リース業	%	事業資金 の借入等	事業資金 の借入	千円 2,441,170	長期 借入金	千円 12,019,418
							担保の提供	1,639,320	—	—

(注)1. 平成29年4月1日付で単元株式数を1,000株から100株へ変更したことに伴い主要株主ではなくなったため、取引金額については関連当事者であった期間の金額を、期末残高については関連当事者でなくなった時点の金額を記載しております。また、議決権等の所有(被所有)割合は当事業年度末時点のものを記載しております。

2. 事業資金の借入の利率は、市場金利等を勘案して決定しております。

3. 長期借入金に対し、担保を提供しております。担保提供の取引金額は関連当事者でなくなった時点の債務残高であります。

2. 役員及び個人主要株主等

種 類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科 目	期末 残高
役員及び その近親 者	関 寛	—	百万円 —	当社代表 取締役	% (被所有) 直接 18.03	債務被保証	当社銀行 借入に対 する連帯 保証	千円 569,000	—	千円 —

(注)取引条件及び取引条件の決定方針等

当社は銀行借入に関して、代表取締役関寛から債務保証を受けております。なお、債務被保証については、保証料の支払は行っておりません。

【1株当たり情報に関する注記】

株主資本において自己株式として計上されている資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)所有の当社株式は、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当事業年度1,013,200株)。

また、「1株当たり当期純利益金額」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(当事業年度1,020,769株)。

1株当たり純資産額	964円68銭
1株当たり当期純利益金額	72円53銭

※ 1株当たり当期純利益金額算定上の基礎は、以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	533,763千円
普通株主に帰属しない金額	一千円
差引普通株式に係る当期純利益	533,763千円
普通株式の期中平均株式数	7,359,547株

【重要な後発事象に関する注記】

該当事項はありません。

【その他の注記】**1. 資産除去債務に関する注記****(1)資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの****(イ)当該資産除去債務の概要**

賃貸用不動産の賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

(ロ)当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間をテナントとの契約期間と見積り、割引率は使用見込期間に見合う国債流通利回り(0%~1.881%)を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(ハ)当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	621,677千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	24,558千円
時の経過による調整額	9,306千円
期末残高	655,541千円

(2)貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務**(イ)当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない旨**

本社、支店及び営業所として使用している事務所に係る資産除去債務は、貸借対照表に計上してありません。

(ロ)当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない理由

本社、支店及び営業所として使用している事務所については、不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復費用等に係る債務を有しておりますが、当該債務に関する賃借資産の使用期間が明確ではなく、現在のところ移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上してありません。

(ハ)当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. リース取引に関する注記

(1) ファイナンス・リース取引

(イ)リース投資資産の内訳

リース料債権部分	63,608,713千円
見積残存価額部分	1,454,797千円
受取利息相当額	△5,473,425千円
合計	59,590,085千円

(ロ)リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の決算日後の回収予定額

	リース債権 (千円)	リース投資資産 (千円)
1年以内	388,802	19,693,450
1年超 2年以内	273,425	16,195,331
2年超 3年以内	133,773	12,240,711
3年超 4年以内	49,375	8,754,451
4年超 5年以内	28,046	5,161,045
5年超	155,352	1,563,725
合計	1,028,773	63,608,713

(2) オペレーティング・リース取引（解約不能のもの）

未経過リース料

1年以内	186,224千円
1年超	2,108,763千円
合計	2,294,986千円

3. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。また、従業員の退職または死亡に際して、当社発行の普通株式その他の財産の給付を行う、株式給付制度を採用しております。

(2) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、39,268千円でありました。

独立監査人の監査報告書

平成30年2月7日

中道リース株式会社

取締役会 御中

瑞輝監査法人

指定社員 公認会計士 伊東尚子 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 岡田友香 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中道リース株式会社の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人瑞輝監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年2月14日

中道リース株式会社		監査役会	
常勤監査役	池原和男		㊟
常勤監査役	高橋正幸		㊟
社外監査役	村木靖雄		㊟
社外監査役	柴田龍		㊟

以上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

中道リース株式会社
代表取締役社長 関 寛

2. 議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第46期の期末配当につきましては、当期の業績、今後の事業環境および事業の継続的成長のため内部留保等を勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき 金7円

配当総額 58,661,827円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年3月22日（木曜日）といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

平成18年5月31日に発行いたしましたA種優先株式につきまして、平成29年12月4日をもって、全ての取得及び消却を完了いたしました。これにより、現行定款に定めるA種優先株式に関する条文等の削除を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は30,000,000株とし、このうち27,000,000株は普通株式、3,000,000株はA種優先株式とする。なお、普通株式または優先株式につき消却があった場合でも、これに相当する株式数は減じない。 (自己株式の取得) 第7条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の普通株式の単元株式数は、100株とし、A種優先株式の単元株式数は1,000株とする。 第9条～第12条 (条文省略)</p> <p>第2章の2 優先株式 (優先配当金) 第13条 当社は、第48条に定める剰余金の配当を行うときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき30円を当該事業年度における上限として、発行に際して取締役会で定める額の剰余金(以下「A種優先配当金」という。)を配当する。 ②ある事業年度においてA種優先株主ま</p>	<p>第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は27,000,000株とする。</p> <p>(自己株式の取得) 第7条(現行どおり)</p> <p>(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 第9条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p>たはA種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>③ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。</p> <p>(残余財産の分配)</p> <p>第14条当会社の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録質権者に先立ち、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対し、A種優先株式1株につき1,000円を支払う。前記のほか、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては残余財産の分配は行なわない。</p> <p>(金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）)</p> <p>第15条 A種優先株主は、平成21年1月21日から平成32年12月31日までのうち、毎年5月1日から5月31日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの期間（以下「期末償還請求期間」という。）または11月1日から11月30日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）までの期間（以下「中間償還請求期間」といい、期末償還請求期間と中間償還請求期間を「償還請求期間」と総称する。）において、法令の範囲内で、A種優先株式の全部または一部につき、金銭を対価とする取得請求（以下「償還請求」という。）をすることができる。当社は、それぞれ、期末償還請求期間または中間償還請求期間満了の日から1ヶ月以内に、法令の定めに従い、株式の取得および対価である金銭の交付（以下「償還」という。）の手続を行うものとする。但し、各償還請求期間において法令の定める限度額を超えてその発行しているA種優先株式の株主からの償還請求があった場合、各A種優先株主が償還請求を行った株式数によるあん分比例の方式により決定し（但し、各A種優先株主毎にあん分比例の方式による計算の結果生ずることとなる1株未満の端数については、切捨てた数とする。）、</p>	

現行定款	変更案
<p>あん分比例の方式により決定できない残余分についてはそれぞれ期末償還請求期間または中間償還請求期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。また、取得の対価として当社がA種優先株主またはA種優先登録質権者に交付する金銭の額は、1株につき1,000円とする。</p> <p>(金銭を対価とする取得条項(強制償還))</p> <p>第16条 当社は、平成21年1月21日から平成32年12月31日までのうち、毎年6月1日から6月30日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)の期間(以下「期末強制償還期間」という。)内または12月1日から12月31日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)の期間</p> <p>(以下「中間強制償還期間」といい、期末強制償還期間と中間強制償還期間を「強制償還期間」と総称する。)内において、法令の範囲内で、A種優先株式の全部または一部を、金銭を対価として取得(以下「強制償還」という。)することができる。なお、一部のA種優先株式についてのみ強制償還をするときは各A種優先株主が有するA種優先株式の株式数によるあん分比例の方式により決定し(但し、各A種優先株主毎にあん分比例の方式による計算の結果生ずることとなる1株未満の端数については、切捨てた数とする。)、あん分比例の方式により決定できない残余分についてはそれぞれ期末強制償還期間または中間強制償還期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。取得の対価として当社がA種優先株主またはA種登録質権者に交付する金銭の額は1株につき1,000円とする。</p> <p>(議決権)</p> <p>第17条 A種優先株主は、当社株主総会における議決権を有しない。</p> <p>(株式の併合又は分割、募集割当てを受ける権利等)</p> <p>第18条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について</p>	

現行定款	変更案
<p>株式の併合または分割は行なわない。</p> <p>②当社は、A種優先株主に対し、募集割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</p> <p>(普通株式を対価とする取得請求権(転換予約権))</p> <p>第19条 A種優先株主は、以下に定める転換(以下において定義される。)を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、当会社に対し、当会社の普通株式を対価として、その有するA種優先株式の取得(以下「転換」という。)を請求することができる(以下、普通株式を対価とする取得請求権を「転換予約権」という)。</p> <p>(1) 転換を請求し得べき期間 平成26年1月21日から平成32年12月31日までのうち、毎年2月1日から4月30日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までおよび8月1日から10月31日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)まで(それぞれ、以下「転換請求期間」という)。</p> <p>(2) 転換の条件 A種優先株式は、下記の転換の条件で当会社の普通株式への転換を請求することができる。</p> <p>イ. 当初転換価額 最初の転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)における時価とする。なお、上記「時価」とは、当該転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の証券会員制法人札幌証券取引所(以下「札幌証券取引所」という)における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。</p> <p>ロ. 転換価額の修正 転換価額は、最初の転換請求期間経過後の各転換請求期間において、A種優先</p>	

現行定款	変更案
<p>株式の全部または一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求期間の初日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）における時価に修正されるものとし、転換価額は当該転換請求期間の初日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）以降、次の転換請求期間の初日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）の前日までの間、当該修正後の価額に修正される。但し、算出された価額が当初転換価額の70%相当額（以下「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、算出された価額が当初転換価額の130%相当額（以下「上限転換価額」という。）を上回るときは、修正後の転換価額は上限転換価額とする。転換価額が転換請求期間の初日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）の前日までに、下記ハ.により調整された場合には、下限転換価額および上限転換価額についても同様の調整を行うものとする。</p> <p>上記「時価」とは、当該転換請求期間の初日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の札幌証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。但し、当会社の普通株式が転換請求期間の初日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）に先立って札幌証券取引所において上場廃止された場合には、当会社の普通株式の上場廃止の日（先立つ45取引日目に始まる30取引日の札幌証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。</p> <p>ハ. 転換価額の調整</p> <p>A. A種優先株式の発行後、次の①ないし③のいずれかに該当する場合には、転</p>	

現行定款	変更案
<p>換価額を次に定める算式（以下「<u>転換価額調整式</u>」という。）により調整する。</p> $\text{調整後換価額} = \frac{\text{調整前換価額} \times \left(\frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \text{1株当たり時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>①<u>転換価額調整式</u>に使用する1株当たり時価を下回る払込金額または処分価額をもって、普通株式を発行または当会社が有する普通株式（以下「<u>自己株式</u>」という。）を処分する場合（但し、株式分割、<u>転換予約権付株式</u>の転換または新株予約権の行使による場合を除く。）、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。なお、自己株式の処分の場合には、<u>転換価額調整式</u>における「<u>新規発行普通株式数</u>」は「<u>処分自己株式数</u>」、「<u>1株当たり払込金額</u>」は「<u>1株当たり処分価額</u>」とそれぞれ読替える。</p> <p>②株式分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日がある場合はその翌日以降、株式分割のための株主割当日がない場合は、当会社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③<u>転換価額調整式</u>に使用する1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式の新株予約権または普通株式への転換予約権を行使できる有価証券を発行または処分する場合、調整後の転換価額は、当該新株予約権または転換予約権を行使できる有価証券の発行日もしくは処分の日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行または処分された新株予約権または有価証券上の転換予約権が全額行使されたものとみなし、その発行日もしくは処分の日の翌日以降またはその割当日の翌日以降これを適用する。</p> <p>B. 上記A. ①ないし③に掲げる場合のほか、合併または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合に</p>	

現行定款	変更案
<p>は、当会社の取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。</p> <p>C. 転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の札幌証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。</p> <p>D. 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）の前日において有効な転換価額とする。また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日（但し、株式分割を行うための当会社の取締役会において株主割当日以外の日を株式分割の効力発生日と定めた場合は、その日）、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数（当該新規発行分は含まれない。）とする。</p> <p>E. 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。</p> <p>F. 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>二. 転換により発行すべき普通株式数 A種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\frac{\text{転換により発行すべき普通株式数}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{A種優先株主が転換のために提出したA種優先株式の払込金額総額}}{\text{転換価額}}$ <p>発行株式数の算出にあたって1株未満の</p>	

現行定款	変更案
<p>端数が生じたときは、これを切り捨て、当該端数につき金銭による精算は行わない。</p> <p>(普通株式を対価とする取得条項(強制転換))</p> <p>第20条 当社は、平成32年12月31日までに償還(本条において、償還請求に基づく償還および強制償還に基づく償還を含む。)されずかつ普通株式に転換されなかったA種優先株式を、その翌日(以下「A種優先株式強制転換基準日」という。)以降に開催される取締役会で定める日をもって、A種優先株式1株の払込金相当額をA種優先株式強制転換基準日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の札幌証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を対価として、取得する(本条において、「強制転換」という。)。平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。但し、当該平均値が下限転換価額を下回るときは、A種優先株式1株の払込金相当額を下限転換価額で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。また、当該平均値が上限転換価額を上回るときは、A種優先株式1株の払込金相当額を上限転換価額で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。なお、転換価額がA種優先株式強制転換基準日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までに第19条に定める転換価額の調整により調整された場合には、下限転換価額および上限転換価額についても同様の調整を行うものとする。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、当該端数につき金銭による精算は行わない。</p> <p>第3章 株主総会 (招集) 第21条～第26条 (条文省略)</p>	<p>第3章 株主総会 (招集) 第13条～第18条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(種類株主総会) 第27条 第23条、第25条および第26条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第28条～第51条 (条文省略)	(削除) 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条～第42条 (現行どおり)

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
関 寛 (昭21年 11月4日生)	平成 2 年 4 月 当社入社 当社常務取締役社長室長 平成 3 年 4 月 当社専務取締役社長室長 平成 4 年 4 月 当社代表取締役副社長 平成 6 年 4 月 当社代表取締役社長 (現任)	普通株式 1,509,700株
西 中 秀 之 (昭33年 7月18日生)	平成 元 年 5 月 当社入社 平成 11 年 4 月 当社東京営業部東京支店長 平成 13 年 1 月 当社北海道営業部札幌支店長 平成 17 年 1 月 当社車輻営業部長 平成 20 年 10 月 当社執行役員北海道営業部長 平成 21 年 4 月 当社取締役北海道営業部長 平成 22 年 1 月 当社取締役北海道営業統括部長兼北海道営業部長兼車輻営業部長 平成 23 年 1 月 当社取締役北海道営業統括部長兼北海道営業部長 平成 30 年 1 月 当社取締役営業統括部長 (現任)	普通株式 39,800株
岩 井 晃 司 (昭32年 11月20日生)	平成 4 年 10 月 当社入社 平成 19 年 1 月 当社理財部財務部長 平成 20 年 10 月 当社執行役員財務部長 平成 21 年 4 月 当社取締役財務部長 (現任)	普通株式 38,600株

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
えん とう りほう じ 遠藤 龍二 (昭和39年 5月23日生)	平成21年7月 当社入社 当社経営主計室部長 平成25年1月 当社執行役員経営主計室長(現任)	普通株式 100株
せき たか ひろ 関 崇博 (昭和50年 7月28日生)	平成21年1月 当社入社 平成28年1月 当社総務部長兼お客様相談室長 平成29年1月 当社執行役員総務部長兼お客様相談室長 平成30年1月 当社執行役員総務部長兼未来開発室長兼お客様相談室長(現任)	普通株式 189,000株
むかい だ なお のり 向田直範 (昭和21年 10月15日生)	昭和51年4月 北海学園大学法学部講師 昭和54年4月 北海学園大学法学部助教授 平成元年4月 北海学園大学法学部教授 平成20年4月 北海学園大学法学部長 平成27年4月 北海学園大学名誉教授(現任) 平成27年6月 学園法律事務所 弁護士(現任) 平成28年3月 当社社外取締役(現任)	普通株式 1,300株
なか た みちこ 中田美知子 (昭和25年 2月13日生)	昭和47年4月 北海道放送株式会社入社 昭和49年6月 フリーアナウンサー 昭和63年4月 株式会社エフエム北海道入社 平成19年6月 同社取締役放送本部長 平成23年6月 同社常務取締役 平成27年8月 札幌大学 客員教授(現任) 平成28年3月 当社社外取締役(現任) 平成28年5月 イオン北海道株式会社社外取締役(現任) 平成30年1月 株式会社土屋ホールディングス社外取締役(現任)	普通株式 1,300株

- (注) 1. 上記の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 向田直範氏及び中田美知子氏は社外取締役候補者であります。
3. 向田直範氏は学園法律事務所の弁護士であります。
4. 向田直範氏につきましては、北海学園大学教授として長年消費者法及び経済法等を研究しており、専門家としての経験・知見により、職務の適切な遂行が可能であるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は平成28年3月より当社社外取締役を務めており、その就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
5. 中田美知子氏は札幌大学客員教授であります。
6. 中田美知子氏につきましては、株式会社エフエム北海道の常務取締役として培われた豊富な経験・実績、見識等を当社の経営に活かしていただきたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は平成28年3月より当社社外取締役を務めており、その就任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

以上

